

土壤汚染対策に係る助成金交付、普及啓発等業務

制度所管部局名：水・大気環境局土壤環境課

1. 制度の概要

- ・土壤汚染の除去等を行う者等に助成を行う都道府県等に対する助成金の交付
- ・汚染の除去等の措置等について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を実施
- ・土壤の特定有害物質による汚染が人の健康に及ぼす影響に関する知識の普及、国民の理解の増進

2. 指定、登録等の基準

【土壤汚染対策法】

(指定)

第四十四条 環境大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、支援業務を行う者として指定することができる。

2 前項の指定を受けた者（以下「指定支援法人」という。）は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(業務)

第四十五条 指定支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 要措置区域内の土地において汚染の除去等の措置を講ずる者に対して助成を行う地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、助成金を交付すること。

二 次に掲げる事項について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

イ 土壤汚染状況調査

ロ 要措置区域等内の土地における汚染の除去等の措置

ハ 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更

三 前号イからハまでに掲げる事項の適正かつ円滑な実施を推進するため、土壤の特定有害物質による汚染が人の健康に及ぼす影響に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
財団法人日本環境協会	平成14年12月25日	東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16 馬喰町第一ビル9階 TEL:03-5643-6262	法第44条第1項の規定に基づく指定申請の内容を審査した結果、法に定める支援業務を適切かつ確実に行えるものと認められたため

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
なし	—

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成24年3月30日現在）

特になし。

7. 政策評価

<http://www.env.go.jp/guide/seisaku/>